

令和4年2月定例会 教育長報告

行事表	
2月10日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 庁議室）
2月21日(月)	市議会定例会（～3月17日）
3月13日(日)	中学校卒業式（東雲中学校）
3月15日(火)	小学校卒業式（向能代小学校）
3月24日(木)	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）

議案第3号

能代市学校給食費に関する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和4年2月10日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市学校給食費に関する条例の制定について

能代市学校給食費に関する条例を次のように制定する。

令和4年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 市立学校 能代市立学校条例（平成18年能代市条例第67号）に規定する学校をいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者及び教職員その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 市は、市立学校において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、学校給食に要する経費（法第11条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。）の範囲内で規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第6条 学校給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(能代市学校給食センター設置条例の一部改正)

3 能代市学校給食センター設置条例（平成18年能代市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めようとするものである。

議案第4号

能代市公民館条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和4年2月10日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市公民館条例の一部改正について

能代市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市公民館条例の一部を改正する条例

能代市公民館条例（平成18年能代市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1 能代市鶴形公民館の項中「能代市字鶴形70番地能代市鶴形地域センター内」を「能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内」に改め、同表能代市二ツ井公民館田代分館の項中「能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱212番地」を「能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1」に改める。

別表第2の5 能代市鶴形公民館を削り、別表第2の6 能代市常盤公民館を別表第2の5 能代市常盤公民館とし、別表第2の7 能代市二ツ井公民館を別表第2の6 能代市二ツ井公民館とし、別表第2の8 能代市二ツ井公民館二ツ井分館を別表第2の7 能代市二ツ井公民館二ツ井分館とし、別表第2の9 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館を別表第2の8 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館とする。

別表第3の5 能代市鶴形公民館を削り、別表第3の6 能代市常盤公民館を別表第3の5 能代市常盤公民館とし、別表第3の7 能代市二ツ井公民館を別表第3の6 能代市二ツ井公民館とし、別表第3の8 能代市二ツ井公民館二ツ井分館を別表第3の7 能代市二ツ井公民館二ツ井分館とし、別表第3の9 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館を別表第3の8 能代市二ツ井公民館荷上場分館、能代市二ツ井公民館濁川分館とする。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、別表第1 能代市二ツ井公民館田代分館の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

能代市鶴形公民館及び能代市二ツ井公民館田代分館の位置の変更等をしようとする

るものである。

能代市公民館条例（平成18年能代市条例第77号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																																																																																																																																		
<p>第1条～第23条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>能代市中央公民館</td><td>能代市追分町4番26号</td></tr> <tr><td>能代市東部公民館</td><td>能代市扇田字道地155番地1</td></tr> <tr><td>能代市南部公民館</td><td>能代市河戸川字南後田134番地1</td></tr> <tr><td>能代市向能代公民館</td><td>能代市向能代字上野越83番地</td></tr> <tr><td>能代市扇淵公民館</td><td>能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内</td></tr> <tr><td>能代市檜山公民館</td><td>能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内</td></tr> <tr><td>能代市鶴形公民館</td><td>能代市字鶴形70番地能代市鶴形地域センター内</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館</td><td>能代市二ツ井町字下野家後49番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館仁鮎分館</td><td>能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館富根分館</td><td>能代市二ツ井町飛根字高清水304番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館種梅分館</td><td>能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館荷上場分館</td><td>能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館切石分館</td><td>能代市二ツ井町切石字大倉175番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館田代分館</td><td>能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱212番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館天神分館</td><td>能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館二ツ井分館</td><td>能代市二ツ井町字三千苜3番地3</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館濁川分館</td><td>能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 能代市鶴形公民館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間</th> <th colspan="3">午前</th> <th colspan="3">午後</th> </tr> <tr> <th>9時～正午</th> <th>正午～6時</th> <th>6時～10時</th> <th>9時～正午</th> <th>正午～6時</th> <th>6時～10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td></td> <td>160円</td> <td>160円</td> <td>260円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(310円)</td> <td>(410円)</td> <td>(400円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調理室</td> <td></td> <td>160円</td> <td>160円</td> <td>260円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(310円)</td> <td>(410円)</td> <td>(400円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大会議室</td> <td>教育、学術、文化団体が使用するとき</td> <td>260円</td> <td>260円</td> <td>340円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(800円)</td> <td>(1,180円)</td> <td>(880円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>上記以外のものが使用する</td> <td>3,460円</td> <td>3,460円</td> <td>5,190円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4,000円)</td> <td>(4,380円)</td> <td>(5,730円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6～9（略）</p>	名称	位置	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1	能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1	能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地	能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内	能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内	能代市鶴形公民館	能代市字鶴形70番地能代市鶴形地域センター内	能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地	能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1	能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地	能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1	能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1	能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字大倉175番地	能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱212番地	能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1	能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3	能代市二ツ井公民館濁川分館	能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1	区分	時間	午前			午後			9時～正午	正午～6時	6時～10時	9時～正午	正午～6時	6時～10時	和室		160円	160円	260円					(310円)	(410円)	(400円)				調理室		160円	160円	260円					(310円)	(410円)	(400円)				大会議室	教育、学術、文化団体が使用するとき	260円	260円	340円					(800円)	(1,180円)	(880円)					上記以外のものが使用する	3,460円	3,460円	5,190円					(4,000円)	(4,380円)	(5,730円)				<p>第1条～第23条（略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>能代市中央公民館</td><td>能代市追分町4番26号</td></tr> <tr><td>能代市東部公民館</td><td>能代市扇田字道地155番地1</td></tr> <tr><td>能代市南部公民館</td><td>能代市河戸川字南後田134番地1</td></tr> <tr><td>能代市向能代公民館</td><td>能代市向能代字上野越83番地</td></tr> <tr><td>能代市扇淵公民館</td><td>能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内</td></tr> <tr><td>能代市檜山公民館</td><td>能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内</td></tr> <tr><td>能代市鶴形公民館</td><td>能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館</td><td>能代市二ツ井町字下野家後49番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館仁鮎分館</td><td>能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館富根分館</td><td>能代市二ツ井町飛根字高清水304番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館種梅分館</td><td>能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館荷上場分館</td><td>能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館切石分館</td><td>能代市二ツ井町切石字大倉175番地</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館田代分館</td><td>能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館天神分館</td><td>能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館二ツ井分館</td><td>能代市二ツ井町字三千苜3番地3</td></tr> <tr><td>能代市二ツ井公民館濁川分館</td><td>能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>1～4（略）</p> <p>(削除)</p> <p>5～8（略）</p>	名称	位置	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1	能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1	能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地	能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内	能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内	能代市鶴形公民館	能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内	能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地	能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1	能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地	能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1	能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1	能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字大倉175番地	能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1	能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1	能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3	能代市二ツ井公民館濁川分館	能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1
名称	位置																																																																																																																																																		
能代市中央公民館	能代市追分町4番26号																																																																																																																																																		
能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1																																																																																																																																																		
能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1																																																																																																																																																		
能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地																																																																																																																																																		
能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内																																																																																																																																																		
能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内																																																																																																																																																		
能代市鶴形公民館	能代市字鶴形70番地能代市鶴形地域センター内																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字大倉175番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱212番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館濁川分館	能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1																																																																																																																																																		
区分	時間	午前			午後																																																																																																																																														
		9時～正午	正午～6時	6時～10時	9時～正午	正午～6時	6時～10時																																																																																																																																												
和室		160円	160円	260円																																																																																																																																															
		(310円)	(410円)	(400円)																																																																																																																																															
調理室		160円	160円	260円																																																																																																																																															
		(310円)	(410円)	(400円)																																																																																																																																															
大会議室	教育、学術、文化団体が使用するとき	260円	260円	340円																																																																																																																																															
		(800円)	(1,180円)	(880円)																																																																																																																																															
	上記以外のものが使用する	3,460円	3,460円	5,190円																																																																																																																																															
		(4,000円)	(4,380円)	(5,730円)																																																																																																																																															
名称	位置																																																																																																																																																		
能代市中央公民館	能代市追分町4番26号																																																																																																																																																		
能代市東部公民館	能代市扇田字道地155番地1																																																																																																																																																		
能代市南部公民館	能代市河戸川字南後田134番地1																																																																																																																																																		
能代市向能代公民館	能代市向能代字上野越83番地																																																																																																																																																		
能代市扇淵公民館	能代市扇田字道地155番地1能代市東部公民館内																																																																																																																																																		
能代市檜山公民館	能代市檜山字霧山下104番地能代市檜山地域拠点施設内																																																																																																																																																		
能代市鶴形公民館	能代市字町後16番地能代市鶴形地域拠点施設内																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館仁鮎分館	能代市二ツ井町仁鮎字後山52番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館富根分館	能代市二ツ井町飛根字高清水304番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館種梅分館	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館切石分館	能代市二ツ井町切石字大倉175番地																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館田代分館	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱122番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館天神分館	能代市二ツ井町小繫字天神道上38番地1																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苜3番地3																																																																																																																																																		
能代市二ツ井公民館濁川分館	能代市二ツ井町濁川字濁川145番地1																																																																																																																																																		

別表第3（第9条関係）

1～4（略）

5 能代市鶴形公民館

区分 \ 時間	午前	午後	
	9時～正午	正午～6時	6時～10時
和室	80円 (230円)	80円 (330円)	130円 (270円)
調理室	80円 (230円)	80円 (330円)	130円 (270円)
大会議室	130円 (670円)	130円 (1,050円)	170円 (710円)

6～9（略）

別表第3（第9条関係）

1～4（略）

（削除）

5～8（略）

議案第 5 号

能代市屋外運動施設条例及び能代市屋外運動施設使用料条例の一部を改正する
条例案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条
の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 1 0 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教
育委員会の意見を求めようとするものである。

議案第 号

能代市屋外運動施設条例及び能代市屋外運動施設使用料条例の一部改正について

能代市屋外運動施設条例及び能代市屋外運動施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年 月 日提出

能代市長 齊藤 滋 宣

能代市屋外運動施設条例及び能代市屋外運動施設使用料条例の一部を改正する条例

(能代市屋外運動施設条例の一部改正)

第1条 能代市屋外運動施設条例（平成18年能代市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第2条関係）

(グラウンド・ゴルフ場)

名称	位置
能代市グラウンド・ゴルフ場	能代市落合字下台3番地

(能代市屋外運動施設使用料条例の一部改正)

第2条 能代市屋外運動施設使用料条例（平成18年能代市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表8二ツ井テニスコートの次に次の1表を加える。

9 能代市グラウンド・ゴルフ場使用料 (単位：円)

区分	使用料	
高校生	1日	140
一般		200

備考

1 この表において「高校生」とは、高等学校生徒、高等専門学校の学生及び

これらの者に準ずる者をいう。

- 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の使用料は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 能代市グラウンド・ゴルフ場の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

能代市グラウンド・ゴルフ場を設置し、使用料を定めようとするものである。

能代市屋外運動施設条例（平成18年能代市条例第94号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後				
<p>第1条～別表第5（略）</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、別表第1から別表第5までに掲げるとおりとする。</p>	<p>第1条～別表第5（略）</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、別表第1から別表第6までに掲げるとおりとする。</p> <p>別表第6（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">（能代市グラウンド・ゴルフ場）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能代市グラウンド・ゴルフ場</td> <td>能代市落合字下台3番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	能代市グラウンド・ゴルフ場	能代市落合字下台3番地
名称	位置				
能代市グラウンド・ゴルフ場	能代市落合字下台3番地				

能代市屋外運動施設使用料条例（平成18年能代市条例第95号）新旧対照表

改 正 前	改 正 後									
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <p>1～8（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p> <p>1～8（略）</p> <p>9 能代市・グラウンド・ゴルフ場使用料</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生</td> <td style="text-align: center;">1日</td> <td style="text-align: right;">140</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「高校生」とは、高等学校生徒、高等専門学校の学生及びこれらの者に準ずる者をいう。 2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の使用料は、無料とする。 	区分	使用料		高校生	1日	140	一般		200
区分	使用料									
高校生	1日	140								
一般		200								

議案第6号

令和3年度能代市一般会計補正予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和4年2月10日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和3年度能代市一般会計補正予算（第15号）歳入内訳

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
7目 教育費国庫補助金	43,882	143,258	187,140	○小学校費補助金 学校施設環境改善交付金 64,021 ○中学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 △114 学校施設環境改善交付金 79,351
3項 国庫委託金				
4目 教育費国庫委託金	1,345	△319	1,026	○教育総務費委託金 カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究事業委託金 △319
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	12,791	△1,901	10,890	○教育総務費補助金 運動部活動活性化補助金 △505 ○社会教育費補助金 放課後子ども教室推進事業費補助金 △1,396
3項 県委託金				
7目 教育費県委託金	1,662	266	1,928	○教育総務費委託金 地域運動部活動推進事業委託金 △394 ○社会教育費委託金 埋蔵文化財調査委託金 660
17款 寄附金				
1項 寄附金				
5目 教育費寄附金	200	200	400	○教育総務費寄附金 奨学基金寄附金 100 ○小学校費寄附金 小学校費寄附金 56 ○中学校費寄附金 中学校費寄附金 44
18款 繰入金				
2項 基金繰入金				
11目 奨学基金繰入金	52,020	△23,160	28,860	○奨学基金繰入金 奨学基金繰入金 △23,160

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
20款 諸収入				
3項 貸付金元利収入				
3目 教育費貸付 金元利収入	40,955	1,336	42,291	○奨学金貸付金元利収入 奨学金貸付金返還金 616 ○ふるさと人材育成・定住促進奨学金 貸付金元利収入 ふるさと人材育成・定住促進奨学金 返還金 720
5項 雑入				
4目 雑入	5,538	△11	5,527	○雑入 歯科健診事業利用者負担金 △11
21款 市債				
1項 市債				
4目 労働債	5,800	△2,000	3,800	○労働施設債 勤労青少年ホーム改修事業債 △2,000
8目 教育債	280,900	355,300	636,200	○教育総務債 閉校校舎解体事業債 △3,400 低公害車購入事業債 △2,400 ○小学校債 学校施設整備事業債 223,300 ○中学校債 グラウンド芝生化事業債 △900 学校施設整備事業債 140,500 ○社会教育債 文化会館改修事業債 △1,800

令和3年度能代市一般会計補正予算（第15号）歳出内訳

5款 労働費 1項 労働施設費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 勤労青少年ホーム費	11,377	△1,912	9,465	施設改修費 △1,912

10款 教育費 1項 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
2 事務局費	310,318	△8,069	302,249	職員人件費 △3,742 事務費 △111 車両管理費 △578 閉校校舎解体事業費 △3,638
3 教育助成費	210,780	△41,255	169,525	奨学金貸付事業費 △23,160 奨学基金積立金 752 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金積立金 720 奨学金返還助成事業費 △2,795 中学校体育連盟等補助金 △3,692 大学生等応援給付金給付事業費 △13,080
4 教育研究所費	233,447	△2,117	231,330	職員人件費 0 外国語教育推進事業費 △622 地域運動部活動推進事業費 △394 特別支援教育推進事業費 △782 カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究事業費 △319

10款 教育費 2項 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	237,848	295,699	533,547	小学校管理費 295,643 小学校健康管理費 56
2 教育振興費	67,062	△454	66,608	振興費 △454

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 学校管理費	217,926	224,184	442,110	中学校管理費 225,054 中学校健康管理費 44 グラウンド芝生化事業費 △914
2 教育振興費	76,903	△7,156	69,747	要保護及び準要保護児童生徒援助費 △6,359 振興費 △797

10款 教育費

4項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
1 社会教育総務費	235,897	△6,601	229,296	サン・ウッド管理費 △587 放課後子ども教室推進事業費 △946 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 △297 埋蔵文化財調査事業費 0 市民文化振興費 △274 文化財等収蔵庫整備事業費 △2,694 能代山本広域市町村圏組合負担金 △1,803
2 公民館費	108,609	△412	108,197	活動事業費 △412
3 文化会館費	131,583	△3,624	127,959	文化会館改修事業費 △3,624
4 図書館費	90,596	△556	90,040	管理運営費 △556
5 子ども館費	34,898	131	35,029	施設管理費 245 活動事業費 △114

10款 教育費

5項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
3 学校給食費	212,648	0	212,648	学校給食管理費 0

議案第7号

令和4年度能代市一般会計予算案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求める。

令和4年2月10日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対して市長から意見を求められたため、教育委員会の意見を求めようとするものである。

令和4年度 能代市一般会計予算 歳入内訳

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	説 明
12款 分担金及び負担金				
1項 負担金				
3目 教育費負担金	983	988	△5	○小学校費負担金 日本スポーツ振興センター個人負担金 598 ○中学校費負担金 日本スポーツ振興センター個人負担金 385
13款 使用料及び手数料				
1項 使用料				
4目 労働使用料	4	4	0	○労働施設使用料 行政財産使用料 4
9目 教育使用料	4,212	4,813	△601	○教育総務使用料 行政財産使用料 28 ○小学校使用料 行政財産使用料 15 ○中学校使用料 行政財産使用料 9 ○社会教育使用料 公民館使用料 1,053 サン・ウッド使用料 2,156 子ども館プラネタリウム観覧料 519 伝承ホール使用料 89 行政財産使用料 126 ○保健体育使用料 行政財産使用料 217
14款 国庫支出金				
2項 国庫補助金				
6目 教育費国庫補助金	14,989	15,807	△818	○教育総務費補助金 へき地児童生徒援助費等補助金 1,980 ○小学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 121 特別支援教育就学奨励費補助金 413 ○中学校費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 323 特別支援教育就学奨励費補助金 324 ○社会教育費補助金 埋蔵文化財発掘調査費補助金 7,018 史跡檜山安東氏城館跡整備費補助金 4,810
15款 県支出金				
2項 県補助金				
7目 教育費県補助金	11,527	6,791	4,736	○教育総務費補助金 運動部活動活性化補助金 1,008 ICTを活用した授業改善支援事業費補助金 4,500 ○社会教育費補助金 放課後子ども教室推進事業費補助金 5,346 埋蔵文化財発掘調査費補助金 673

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	説 明
3項 県委託金 7目 教育費県委託金	10,502	18	10,484	○社会教育費委託金 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等 許可等事務委託金 18 埋蔵文化財調査委託金 10,484
16款 財産収入 1項 財産運用収入 2目 利子及び配当金	40	41	△1	○基金利子 奨学基金利子 30 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金利子 10
18款 繰入金 2項 基金繰入金 11目 奨学基金繰入金	33,816	25,620	8,196	○奨学基金繰入金 奨学基金繰入金 33,816
12目 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金	30,540	35,340	△4,800	○ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金繰入金 30,540
20款 諸収入 3項 貸付金元利収入 3目 教育費貸付金元利収入	43,150	40,955	2,195	○奨学金貸付金元利収入 奨学金貸付金返還金 20,475 ○ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付金元利収入 ふるさと人材育成・定住促進奨学金返還金 22,675
5項 雑入 4目 雑入	10,406	2,277	8,129	○雑入 歯科健診事業利用者負担金 11 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者 支出分充当補助金 30 特別支援教育推進事業費負担金 2,231 スポーツ振興くじ助成金 6,000 自家用発電売電料金(子ども館) 24 保険料繰替金戻入 547 燃料費繰替金戻入 224 光熱水費繰替金戻入 903 電話料繰替金戻入 229 コピー料繰替金戻入 207
21款 市債 1項 市債 4目 労働債	4,500	5,800	△1,300	○労働施設債 働く婦人の家改修事業債 4,500
8目 教育債	220,000	279,800	△59,800	○教育総務債 スクールバス購入事業債 2,100 閉校校舎解体事業債 44,500 ○小学校債 学校施設整備事業債 23,500 ○中学校債 学校施設整備事業債 6,800

(単位：千円)

款 項 目	本年度	前年度	比 較	説 明
				○社会教育債 文化会館改修事業債 5,500 子ども館改修事業債 118,200 ○保健体育債 全天候型陸上競技場整備事業債 19,000 二ツ井町総合体育館サブアリーナ改修事業債 400

令和4年度 能代市一般会計予算 歳出内訳

5款 労働費

1項 労働施設費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 勤労青少年ホーム費	5,616	11,377	△5,761	施設管理費 5,616
2 働く婦人の家費	12,349	7,725	4,624	施設管理費 7,822 施設改修費 4,527

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 教育委員会費	1,968	1,968	0	教育委員費 1,968
2 事務局費	284,175	326,338	△42,163	教育長人件費 14,181 職員人件費 188,690 事務費 3,247 車両管理費 15,922 施設管理費 2,849 能代教育事務所費 221 閉校校舎解体事業費 50,356 学校施設等環境整備事業費 8,709
3 教育助成費	122,866	117,056	5,810	奨学金貸付事業費 34,058 ふるさと人材育成・定住促進奨学金貸付事業費 30,543 奨学基金積立金 20,505 ふるさと人材育成・定住促進奨学基金積立金 22,685 奨学金返還助成事業費 5,809 中学校体育連盟等補助金 9,266
4 教育研究所費	227,785	216,053	11,732	職員人件費 175,226 事務費 789 外国語教育推進事業費 2,436 心のケア充実事業費 2,037 日本語学習支援事業費 13 教員の働き方改革推進事業費 8,660 特別支援教育推進事業費 2,420 先進地区教育交流事業費 523 ふるさとキャリア教育推進事業費 1,975 コミュニティ・スクール推進事業費 510 GIGAスクール事業費 28,696 ICTを活用した授業改善支援事業費 4,500

10款 教育費 2項 小学校費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 学校管理費	195,122	233,731	△38,609	職員人件費 11,755 小学校管理費 173,619 小学校健康管理費 9,748
2 教育振興費	66,201	67,062	△861	要保護及び準要保護児童生徒援助費 37,623 特別支援教育就学奨励費 826 振興費 26,983 遠距離通学費 769

10款 教育費 3項 中学校費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 学校管理費	147,700	215,181	△67,481	職員人件費 7,601 中学校管理費 132,694 中学校健康管理費 7,405
2 教育振興費	70,355	76,903	△6,548	要保護及び準要保護児童生徒援助費 38,355 特別支援教育就学奨励費 649 振興費 30,188 遠距離通学費 1,163

10款 教育費 4項 社会教育費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 社会教育総務費	540,146	244,877	295,269	社会教育委員費 408 文化財保護審議会委員費 96 職員人件費 141,423 施設管理費 4,722 サン・ウッド管理費 6,937 社会教育事務費 187 社会教育振興中期計画策定事業費 378 生涯学習推進事業費 513 家庭教育支援事業費 236 のしろDEマナブゥ事業費 194 放課後子ども教室推進事業費 8,806 青少年健全育成事業費 521 成人式費 1,012 社会教育関係団体支援費 320 読書活動推進事業費 399 文化財保護費 1,590 檜山安東氏城館跡保存管理事業費 27,733 埋蔵文化財調査事業費 13,799 民俗芸能等振興費 760 市民文化振興費 3,224 文化財等収蔵庫設置事業費 279,645 能代山本広城市町村圏組合負担金 47,243

10款 教育費

4項 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
2 公民館費	91,461	108,331	△16,870	管理運営費 88,274 活動事業費 2,070 文化会館中央公民館冷温水発生機等改修事業費 1,117
3 文化会館費	90,905	129,656	△38,751	管理運営費 82,063 文化会館改修事業費 4,377 文化会館中央公民館冷温水発生機等改修事業費 4,465
4 図書館費	91,097	90,938	159	図書館協議会委員費 92 職員人件費 23,436 管理運営費 67,569
5 子ども館費	141,901	33,883	108,018	子ども館運営協議会委員費 69 職員人件費 8,454 事務費 390 施設管理費 15,130 活動事業費 4,650 子ども館展示室リニューアル整備事業費 113,208

10款 教育費

5項 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	説明
1 保健体育総務費	62,705	74,057	△11,352	スポーツ推進委員費 1,681 職員人件費 35,504 体育振興費 4,413 生涯スポーツ推進事業費 12,519 バスケの街づくり事業費 4,288 能代カップ 高校選抜バスケットボール大会補助金 4,300
2 体育施設費	286,301	238,972	47,329	管理運営費 286,301
3 学校給食費	226,429	199,478	26,951	職員人件費 17,592 学校給食管理費 197,827 学校給食費公会計化推進事業費 7,663 車両管理費 3,347